

慢性疾患の生活管理推進における保健所と小児医療 専門施設との連携活動のモデル例示と提言について

(分担研究：小児期の慢性疾患の長期的・総合的管理のあり方に関する研究)

諏訪城三，大平友子

田中智子*

要約：慢性疾患や障害を有する児のトータルケアを、地域諸機関ネットワークの中で、どのように推進させるべきかについて研究した。津久井保健所の乳幼児ケア事業と継続ケアシステムについて、県立こども医療セクター、その他の諸機関との連携活動を例示した。また小児専門医療施設には母子保健部門を設け、当施設内のトータルケアを推進するのみならず、地域母子保健活動推進の中核機関としても機能させるべきであるとの提言をした。

見出し語：トータルケア，継続ケア，母子保健，小児医療専門施設

1. 津久井保健所（神奈川県）における活動のモデル例示

<目的>

津久井保健所は神奈川県最北西部に位置し、人口約7万2千人、出生数約550人（平成3年12月現在）の4町を管轄する保健所である。

津久井保健所の管轄する4町は、医療機関が少なく交通の便も悪いため、受診が必要なケースにとって疾病・障害の早期発見、早期治療、早期訓練の対応が不十分である。そこで昭和54年に神奈川県立こども医療センターの地域保健活動の協力を得て、乳幼児健康診査等の事後措置として行う乳幼児経過検診「地域健診モデル事業（キャラバン
神奈川県立こどもの医療センター：Kanagawa Children's Medical Center

隊）」が開設された。

地域健診モデル事業は、その後県の行政事業として「地域乳幼児ケア事業」となり、55年度より全県下保健所で実施され今日に至っている。そこで津久井保健所における本事業と継続ケアシステムについて例示してみた。

<地域乳幼児ケアについて>

1) 乳幼児ケアの流れについて

地域乳幼児ケアは、乳幼児の健康診査（3か月・6～7か月・お誕生日前・1歳6か月・3歳）の結果2次スクリーニングの必要のある児や、保健婦の家庭訪問、保健所・町の乳幼児相談、医療機関及び関係機関から紹介のあったケースを対象

* 神奈川県津久井保健所：Kanagawa Prefectural Tsukui Health Center

に、こども医療センターの専門医の診察及び相談、保健指導を実施する。

その結果、「要精密検査・治療」「要継続（再受診、家庭訪問、電話確認、その他）」「問題なし」と処遇を決定する。

要精密診査となったケースは、地域の医療機関またはこども医療センターへ受診させ、早期診断、治療、訓練を受けさせる。（図1）

2) 管内における乳幼児ケアの役割

12年間で来所したケースは実人員 553 人、延べ来所数 720 件である。そのうち精密検査及び治療が必要になったケースは実人員 161 人であった。

（こども医療センターへ72人、地域医療機関へ89人受診）（表1）

この地域乳幼児ケアは、保健婦にとって乳幼児の成長発達チェックの確認の場ともなり保健指導技術の向上が図れる。また管内保健婦及び関係機関が、こども医療センターの専門医を囲んで学習会をもち、乳幼児地域ケアシステムの検討がなされる等地域母子保健活動の資質向上での役割も大きい。

<乳幼児ケア来所状況>〔表1〕

年	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	合計
実人員	33	70	65	49	50	34	43	34	44	49	42	40	553
延人員	40	83	82	70	59	45	48	53	57	66	57	60	720
要精密	7	13	17	13	17	12	12	14	13	24	11	8	161
こども医療受診	(1)	(5)	(6)	(8)	(9)	(0)	(7)	(5)	(5)	(14)	(7)	(5)	(72)

<継続ケア支援について>

- 1) 要精密検査の結果継続ケアが必要になった事例について
慢性疾患児や重度障害児等は、児はもちろん、

家族の抱える問題は多い。在宅療育中は地域における継続的支援を長期にわたり提供する必要な事例が少なくない。保健所は患児等の受診医療機関と密な連絡をとり、保健婦の訪問などにより相談、指導など継続ケアの支援を行っている。

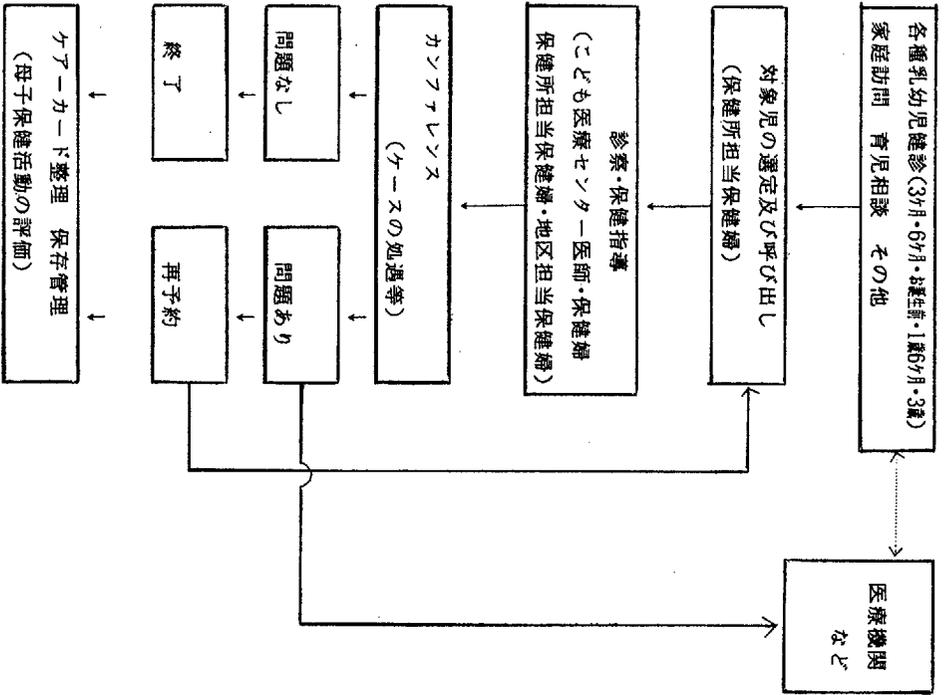
Aケースは、1950gで39週で生まれた未熟児であった。保健婦の訪問後母より、「光に対する反応がなく心配」との相談あり生後3か月に保健所の乳幼児ケアへ来所した。その結果、要精密検査となり、こども医療センター眼科へ受診した。こども医療センターからは、眼科所見は異常なしであるが脳障害がうたがわれるため継続的観察をお願いしたいと患者連絡票が送られ、保健婦が訪問した。5か月でけいれん発作があり保健所の乳幼児ケアへ再度来所してもらい、こども医療センターへ入院となり点頭てんかんと診断された。

Aケースはけいれん発作及び、嘔吐が頻回に有り入退院を繰り返し、そのつど病院入院時の状況が書かれた継続看護依頼票が届き訪問に有効に活用された。

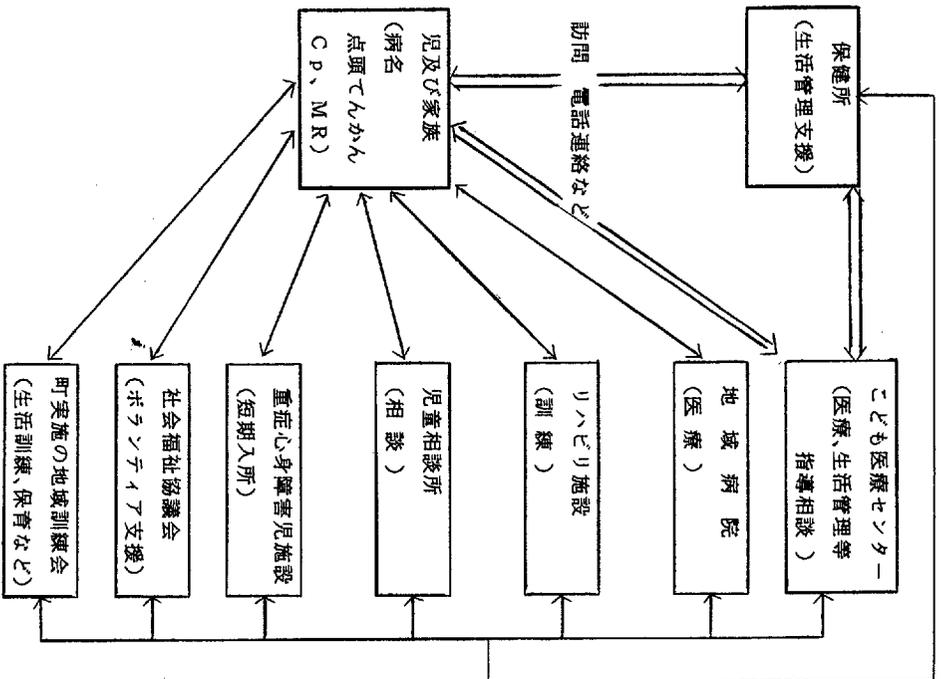
Aケースが1歳6か月の時、母が介護疲れとなったため、児はこども医療センターの重心施設へ入所した。このときは、児童相談所ケースワーカーが相談にあたり身体障害者手帳の交付及びバギーの支給の手続きをとった。現在児童相談所では、緊急の施設入所や、居宅訪問等の対応にあたって

いる。
Aケースには保健所の地区担当保健婦が継続して訪問に行き、児の状況観察をしたり、母の訴えを聞いたり、相談にのっている。母の不安の強いとき等、こども医療センターの主治医及び保健婦へ連絡し細かい対応を行い継続支援をしている。

（乳幼児ケアの流れ）（図1）



（継続ケアー事例A）（図2）



Aケースが3歳になった時、町の保健婦及び福祉担当者と相談し地域の訓練会へ参加するようになった。参加時には、福祉ボランティアが対応してくれている。〔図2〕

2) その他の継続ケースについて

乳幼児ケアで要継続ケアとなったケースは地区担当保健婦へ家庭訪問を依頼したり、電話でケースの確認を行い、経過を把握し必要な援助を行っている。

問題なしになったケースについても、乳幼児の成長発達に伴い、継続して診察相談が受けられるように「相談ケアカード」の管理を行っている。

2. 慢性疾患の生活管理推進における小児医療専門施設のあり方に関する提言

慢性疾患児や障害児の生活管理を含めたトータルケアを推進させるためには、小児専門医療施設を単に医療を提供する場として機能させるだけでなく、母子保健部門を設け、地域の母子保健医療活動の中核的専門機関として位置づけることが望まれる。母子保健部門には医師、保健婦、ケースワーカー等を配置し、その主な機能として母子保健に関する専門的相談、教育・研修などを全県的な規模で企画、指導が行えるようにする。そして、この母子保健部門の活動は医療部門等との密な連携と相互利用の関係を保ったものとして特色づけられねばならない。

以下、神奈川県立こども医療センターにおける母子保健機能の現状をふまえた将来像をモデルとして、小児専門医療施設における小児慢性疾患の

生活管理支援のあり方について提言してみたい。

<提言>

小児医療専門施設を、地方自治体における母子衛生行政施策を展開するための技術的支援を行う中核的施設として位置づけ、地方自治体全域における総合的な母子保健対策の充実と、母子保健システムの整備および効果的運用に役立たせ、同時に母子保健に関する調査・研究、それに基づいた提言が行えるようにする。また小児医療専門施設内のみならず、他の医療機関、保健・福祉機関等とも密な連携をとり、相互に情報交換、人的交流など互いに協力、利用ができるように有機的に活動させる。その一環として、慢性疾患児の生活管理を包括的に推進する必要がある。

(1) 母子保健部門の機能

全地域的（都道府県、政令市）視野での母子保健・医療に関する企画、指導、調査・研究、実践的指導が行える中核組織としての役割が果たせるようにする。そのためには、時代の変化に即応し、多様な事業が推進できるようにしなければならないので、以下の如き機能を持たせる。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 調査・研究機能 | 2) 情報管理機能 |
| 3) 研修・教育機能 | 4) 指導・相談機能 |
| 5) 地域との連携機能 | 6) 企画・調整機能 |

(2) 業務分担

母子保健部門には、地域保健部門、調査・研究部門、情報管理部門等を設けて業務させるのもよいであろう。

A 地域保健部門

以下のセクションに分けて業務させる。

(a) 地域保健

(ア) 継続ケア事業

地域保健システムを活用し、小児慢性疾患、障害児等の継続ケアの実践の中核機関としての指導的役割を持たせる。

小児専門医療機関内の看護婦・医師などと協議、協力し、継続ケアの企画、調整を行い、保健所等の地域諸機関と連携して、訪問看護、家族支援活動を介して、在宅療育患児の生活管理の円滑な推進をはかる。

(イ) 乳幼児健康診査の支援

保健所等における一次および二次健康診査の企画・指導など技術面での支援を行い、疾病の早期発見、健康障害の阻止などの推進活動をする。

(ウ) 一次保健圏域に於ける母親教室、育児指導、保健教育・相談事業等に専門的技術援助をし、全地域的な母子保健行政施策の展開のための科学的・学術的支援を行う。

(エ) 連絡会議

保健所等、福祉機関との定期的連絡会議をもち、広域的母子保健活動が円滑に推進できるように計らう。

(オ) 学校保健との連携

総括的な学校保健活動の推進支援機関としての役割をもたせる。

(b) 相談・指導事業

保健・医療に関連して、小児やその家族の周辺に起こる諸問題について個別的相談と指導を行い、保健・医療が円滑・効率的に行われ、健康増進、福祉の推進を支援する。保健所等の地域保健活動で行われている相談・指導・継続ケア、訪問看護事業とも連携して、その質的向上に協力すると共に、一体となっ

て活動する。

慢性疾患家庭療育の支援は極めて重要な業務であり、患児とその家族の個別的な生活管理の指導、支援を地域諸機関と協力しながら実践する。また慢性疾患家庭療育患児の集団的指導も必要であろう。さらに在宅医療・ケアに必要な医療機器使用、購入等の支援も行うべきである。

医療が包括的に行えるようなコーディネーターとしての役割をもたせる。

(c) 母子保健医療従事者の研修・教育

(ア) 小児専門医療施設における研修・教育

地域諸機関の母子保健・学校保健等に携わる者、あるいは医療や福祉従事者を対象として、医療部門等と協力して、定期的および随時的に、個別的あるいは集団的に保健・医療の研修・実習・教育を行い、またその実施についての企画・調整を行う。

(イ) 地域保健機関等における研修・教育

小児医療専門施設内の保健・医療従事者が地域の保健・福祉・教育機関等で母子保健の研修・実習・教育が受けられるように企画・調整する。

(ウ) 保健学関係学生の教育

大学等における母子保健学の学生の教育や実習等に協力する。

(エ) 母子保健の巡回教育

地域保健機関等を巡回して、母子保健に関する指導・教育を行い、情報提供ができるように企画・調整・実施する。

(オ) 一般県(市)民への母子保健・医療の教育的紹介

一般県（市）民に対して、小児医療専門施設の使命と役割、母子保健・医療全般等について、講演、施設見学などによって教育的な紹介を行う。

B 調査・研究部門

以下の如き調査・研究とその結果に基づく提言を行う。

(a) 母子保健・医療の疫学的調査・研究

先天性形態異常の調査・研究、新生児・乳児等のマスキリーニング異常者の追跡調査・研究、小児特定疾患等の疫学的調査・研究、小児の集団検診異常者の追跡調査・研究、妊産婦の集団検診異常者の追跡調査・研究、小児期に発症した慢性疾患の長期追跡調査・研究、その他母子保健・医療に関する疫学的調査・研究などを行う。その結果に基づいて、行政等に提言を行う。

(b) 母子保健・医療システムの実態調査

周産期救急システム、乳幼児の健康診査システム、妊産婦の健康診査システム、ハイリスク児・ハイリスク妊産婦のフォローアップ・システム、その他母子衛生行政システムに関する調査、研究、提言を行う。

(c) 在宅トータルケアシステムに関する調査・研究

慢性疾患患児の在宅医療、ケア・看護、心身障害等の在宅ケアに関する調査、研究、提言を行う。

(d) 母子保健関連団体との協力

母子保健関連学会等の活動に協力する。

C 情報管理部門

以下の如きセクションにわけて業務させることが考えられる。

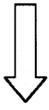
(a) 図書・資料室

思春期、周産期を含めた母子に関する保健、医学、福祉等の文献、書籍、報告書、その他の内外資料を網羅的に収集・管理する。コンピュータ、光ディスクその他の機器を利用した資料の保管、利用も必要であろう。

全地域的規模で母子保健・医療関係者が自由に利用できるようにする。

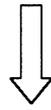
(b) 母子保健医療情報中央管理室

自治体における母子保健・医療活動に関する情報・記録を収集し、その保管・管理を行う。情報は現物のみならずコンピュータ、光ディスク、マイクロフィルム等を組合わせて保管する。小児医療専門施設内のみならず、他機関とのネットワークによる情報交換ができることが必要である。情報の保護、盗用の防止等は極めて厳格に行わなければならない。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:慢性疾患や障害を有する児のトータルケアを,地域諸機関ネットワークの中で,どのように推進させるべきかについて研究した。津久井保健所の乳幼児ケア事業と継続ケアシステムについて,県立こども医療セクター,その他の諸機関との連携活動を例示した。また小児専門医療施設には母子保健部門を設け,当施設内のトータルケアを推進するのみならず,地域母子保健活動推進の中核機関としても機能させるべきであるとの提言をした。